

東京都受動喫煙防止条例(仮称)骨子案に対する要望書

私たちは、決して受動喫煙防止の取組み自体に反対するものではなく、同取組みを推進していくことは重要であると認識しています。

しかしながら、条例により、従業員を雇用している飲食店が全面禁煙となりますと、事業者は、従業員の解雇か禁煙かの選択を迫られることになり、雇用確保にも甚大な影響が発生し、お客様ニーズに応えることができなくなります。このような一律的過度な条例が東京都において施行されれば、零細な事業者である我々は、深刻な売上影響や廃業に追い込まれることは確実と危惧しているところです。

知事は「諸外国の事例により売上の変化はない」と様々な場面でお話しされました。しかし、そもそも諸外国と日本とは屋内外の喫煙環境が全く異なる中、禁煙法令で売上が下がったという諸外国の事例があること、更に、神奈川県受動喫煙防止条例による飲食店の売上減少事例に鑑みても、甚大なるマイナスの経済影響が出てくることは明らかです。

また、骨子案の発表に際しても、パブリックコメントの結果や、事業者の意見を反映させたとお話しされましたが、反対が賛成を大きく上回ったパブリックコメントの結果や、基礎自治体や事業者の意見を一切聞かず、唐突に一律的過度な規制内容が発表されたことに対し、我々としては遺憾に堪えません。

過日提出させて頂いた18万強の署名活動の結果について、都議会各会派にご報告に伺った際にも、多くの都議会議員より、都が骨子案を唐突に発表したことに対し、「手続きが乱暴すぎる」との意見を頂戴いたしました。

先般、黒岩神奈川県知事は、「神奈川県受動喫煙防止条例について規制強化する意思がない」ことを表明いたしました。国で健康増進法の改正が検討されている中、東京都独自の条例を法律に先行して制定した場合、都内においては都と国の2つの規制が輻輳し、都の境界では都と他県との規制が輻輳することで、多くの都民、訪日外国人、事業者の大混乱を招くことは必至です。

小池百合子都知事におかれましては、私どもの実情を斟酌いただき、東京都受動喫煙防止条例が一律的過度な内容とならぬよう、以下の要望事項に対するお力添えをいただきますよう切にお願い申し上げます。

1. 4月20日に発表された骨子案につきましては、私たち業界団体として到底承服できない内容となっているため、たばこを吸われるお客様、吸われないお客様、事業者全てが納得できる内容に見直ししていただくよう、強く要望いたします。
2. 多くの都民・訪日外国人・事業者の混乱を防ぐため、性急な条例制定は避け、国の健康増進法改正後、まずはその着実な実行とともに、進捗状況を踏まえた中で、都条例の必要性について検討を行うよう、要望いたします。
3. 都において検討を行う際は、連携・協力が不可欠な区市町村はもとより、規制により深刻な影響を受ける様々な事業者の声をしっかりと聴取いただいた上で、慎重な検討を行って頂くよう、要望いたします。
4. 私たちは、お客様と事業者が「喫煙」「分煙」「禁煙」の店舗を自由に選択できる多様な社会の実現を、切に要望いたします。

2018年5月15日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都渋谷区広尾 5-7-1
東京都生活衛生同業組合連合会
会長 金内 光信

〒150-0012 東京都渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内
TEL03-3445-8751

(以下、東京都生活衛生同業組合連合会 飲食業7組合)

東京都鮪商生活衛生同業組合
東京都麺類生活衛生同業組合
東京都中華料理生活衛生同業組合
東京都社交飲食業生活衛生同業組合
東京都料理生活衛生同業組合
東京都飲食業生活衛生同業組合
東京都喫茶飲食生活衛生同業組合